また、派遣職員の移動手段（車両）、情報通信機機器、宿泊場所の確保等活動環境の改善を図るとともに、被災した農業用ため池の応急対策のため、災害用ポンプや簡易サイホン、水位計等遠隔監視機器等をあらかじめ確保する。

②　食料支援の充実と食品流通の回復

平成28年（2016年）熊本地震において、初めてプッシュ型支援を実施しており、以後、過去に例を見ない甚大な災害が発生した場合には、政府対策本部からの要請に応じ、食品関連団体、食品企業等に対し、出荷を要請している。

令和６年能登半島地震発災直後には、食料・物資支援チームを設置し、業界団体を通じて食品企業から調達し、飲食料、無洗米等を供給した。食料支援に対するニーズの多様化を見越し、調達可能な品目リストを石川県に提示し、温かい状態で食べることができるレトルト食品、アレルギー対応食、炊き出し用の無洗米、野菜ジュース等を発送するとともに、温かい食事を提供するため、外食業界の団体と連携し、被災自治体と調整の上、複数の外食事業者の協力を得て、キッチンカーを活用した食事提供の取組を実施した。食料支援については、温かい食事や生鮮食品等の被災地のニーズにきめ細やかに対応することが課題である。また、現地における物資の到着状況等の把握体制を確立する必要がある。

このため、被災地のニーズにきめ細やかに応えられるよう、外食・食品関係団体、企業等との連絡体制の整備・充実を推進する。また、不足するビタミン、食物繊維を摂取可能で、炭水化物のみに偏らない災害食（レトルト、缶詰等）など、取扱いが容易な食料の調達について、災害食に関するISO規格の制定に向けた取組など国際的な議論の動向も踏まえた上で検討する。くわえて、物資の到着状況等を把握するため、内閣府防災の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。

これと併せ、被災した卸売市場の復旧や、関係省庁と連携した食品流通の回復に向けた取組を支援する。

（２）農業者等による災害への備えの取組強化

①　農業者等に対する情報発信

自然災害の被害を最小限にとどめるには、農業者等が自ら災害のリスクや情報を認識し、必要な対策を適切に講じることが重要である。

このため、平時の備えとして、ハザードマップの周知や、気象別の予防減災情報の発信に努める。

②　農業保険の普及促進

自然災害により、甚大な農業被害が発生している中、農業保険の災害への備えとしての利点が農業者に浸透しきっていない。

このため、最近の災害における農業経営への影響や農業保険の利点を発信し、農業保険の普及促進を図る。

③　事業継続計画（農業版BCP）の普及

SNS（MAFFアプリ等）や農業関係団体を通じた事業継続計画（農業版BCP）の周知活動等を実施し、事業継続計画（農業版BCP）の策定のメリット等に関する声を示すことで計画の策定を進めてきたが、計画の策定は一部にとどまっており、引き続き計画に対する関心を高める必要がある。

このため、地方公共団体や農業関係団体等と連携し、農業経営の災害への備えの意識を高める。それと併せて、事業継続計画（農業版BCP）の策定による具体的な効果を示しつつ、計画に対する関心を高め、策定を促す。

④　農業高校、農業大学校等における学習の推進

農業高校は、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）において、災害対策について考察する学習活動を取り扱う科目があり、農業大学校は協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）（令和２年８月31日付け２生産1005号農林水産省生産局長通知）において、自然災害への備えや農業保険等を含む農業経営科目が記載されている。しかしながら、農業経営における災害への備えの重要性が現役の農業者にも十分浸透しきっておらず、事業継続計画の策定も一部にとどまっていることを踏まえると、農業高校・農業大学校の学習段階から、災害への備えに関する学習を一層推進する必要がある。

このため、BCP策定等のリスク管理に係る教育カリキュラムの強化の取組やオンライン教材の活用等を促進する。

⑤　災害発生直前の対策

風水害や雪害については、気象情報の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達や、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

このため、大雨等による影響が懸念される際には、SNS等を活用した注意喚起、農作物の被害防止に向けた技術的な対策情報を発信する。

（３）農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

大規模地震や豪雨による災害リスクが高まる中、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靱化基本計画」（令和５年７月閣議決定）等を踏まえ、農業・農村の強靱化を推進していく必要がある。

①　農業水利施設等における被害の事前対策と事後対応の推進

農業水利施設等の地震・豪雨対策や災害復旧に関し、緊急的に事業を実施する必要があるものは、「土地改良法」（昭和24年法律第195号）では急施として、手続を簡略化して迅速に実施することが可能であるが、災害の激甚化・頻発化や施設の老朽化が進む中、より効率的・効果的な事業の実施が必要である。

このため、急施の事業の対象を拡充し、老朽化等により施設の損壊が生じるおそれがある農業水利施設の補強等や代替施設の新設に取り組むとともに、災